

○ 地籍調査作業規程準則運用基準（平成14年3月14日国土国第590号国土交通省土地・水資源局長通知）新旧対照表

（傍線の部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
（筆界の調査）——準則第30条 第15条の2 1～3（略） 4 現地に境界標が存在しないことその他の事情がある場合には、必要に応じ、現地復元性を有する地積測量図その他の筆界に関する情報に基づき、その筆界の位置を現地に復元することができる。 5 （略） 6 <u>準則第30条第3項の規定に基づき、無反応所有者等に対し筆界案を送付する方法によって図面等調査を行う場合の方法は、前項第1号及び第2号に定めるもののほか、次に定める事項を通知するものとする。</u> 一 <u>筆界案到達後、20日間を経過しても意見の申出がないときは、送付した筆界案の確認を得たものとみなして調査を行う旨</u> 二 <u>意見を申し出る場合の方法</u> 7 準則第30条第4項の規定に基づき行う公告は、次に掲げる事項について行うものとする。 一～五（略） 8 準則第30条第5項の筆界案の作成に用いる地積測量図その他の筆界を明らかにするための客観的な資料については、原則として、現地復元性を有するものを使用するものとする。 9 第7項の規定は、準則第30条第5項の規定に基づき行う公告について準用する。	（筆界の調査）——準則第30条 第15条の2 1～3（略） 4 <u>不動産登記法（平成16年法律第123号）第131条第1項又は第2項に基づく筆界特定の申請又は街区境界調査における筆界の調査に当たり、</u>現地に境界標が存在しないことその他の事情がある場合には、必要に応じ、現地復元性を有する地積測量図その他の筆界に関する情報に基づき、その筆界の位置を現地に復元することができる。 5 （略） <u>（新設）</u> 6 準則第30条第3項の規定に基づき行う公告は、次に掲げる事項について行うものとする。 一～五（略） 7 準則第30条第4項の筆界案の作成に用いる地積測量図その他の筆界を明らかにするための客観的な資料については、原則として、現地復元性を有するものを使用するものとする。 8 第6項の規定は、準則第30条第4項の規定に基づき行う公告について準用する。

(作業の順序) —— 準則第 4 2 条

第 1 9 条の 4 (削除)

一筆地測量において、地形の状況等により細部図根点を設置する必要がある場合は、多角測量法又は放射法による細部図根測量を併行して行うことができるものとする。

(削除)

(一筆地測量の方法) —— 準則第 7 0 条

第 3 7 条 1・2 (略)

3 第 1 5 条の 2 第 4 項の規定により、筆界の位置を現地に復元し、その方法が一筆地測量の方法と同等の場合は、その結果を一筆地測量の方法によるものとすることができる。

(併用法による地籍調査) —— 準則第 7 6 条

第 4 4 条の 2 一の単位区域内に令別表第 4 に定める精度区分甲一、甲二又は甲三が適用される区域が存在すること、地形、植生その他の現地の状況により航測法による地籍測量の実施が困難であることその他の事情があるときは、併用法による地籍測量を行うことができる。

(標定点及び調整点) —— 準則第 7 7 条

第 4 5 条 標定点及び調整点の配置及び点数の標準は、別表第 3 1 に定めるところによるものとする。

2 標定点選点図及び調整点選点図の縮尺は、2 万 5 千分の 1、1 万分の 1、5 千分の 1、2 千 5 百分の 1 又は千分の 1とする。

(作業の順序) —— 準則第 4 2 条

第 1 9 条の 4 地籍図根多角測量を省略し細部図根測量を実施する場合は、地籍図根三角測量及び細部図根測量と一筆地調査を併行して行うことができるものとする。

2 一筆地測量において、地形の状況等により細部図根点を設置する必要がある場合は、多角測量法又は放射法による細部図根測量を併行して行うことができるものとする。

3 第 1 5 条の 2 第 4 項の規定に基づき筆界の位置を現地に復元する場合は、多角測量法又は放射法による細部図根測量と一筆地調査を併行して行うことができるものとする。

(一筆地測量の方法) —— 準則第 7 0 条

第 3 7 条 1・2 (略)

(新設)

(併用法による地籍調査) —— 準則第 7 6 条

第 4 4 条の 2 一の単位区域内に令別表第 4 に定める精度区分甲一、甲二、甲三又は乙一が適用される区域が存在すること、地形、植生その他の現地の状況により航測法による地籍測量の実施が困難であることその他の事情があるときは、併用法による地籍測量を行うことができる。

(標定点及び調整用基準点) —— 準則第 7 7 条

第 4 5 条 標定点及び調整用基準点の配置及び点数の標準は、別表第 3 1 に定めるところによるものとする。

2 標定点選点図及び調整用基準点選点図の縮尺は、2 万 5 千分の 1、1 万分の 1 又は 5 千分の 1 とする。

(航測図根点)——準則第77条 第46条 (略) 2 航測図根点選点図の縮尺は、1万分の1、5千分の1、<u>2千5百分の1又は千分の1</u>とする。 3～6 (略) (航空レーザー計測データの解析)——準則第81条の4 第53条 (略) 2 点検における<u>調整点</u>の残差等の制限の標準は、別表第34に定めるところによるものとする。また、前項の規定に基づき作成するDSM及びDEMの格子間隔の標準は、別表第36に定めるところによるものとする。 3～4 (略)	(航測図根点)——準則第77条 第46条 (略) 2 航測図根点選点図の縮尺は、1万分の1、5千分の1 <u>又は2千5百分の1</u>とする。 3～6 (略) (航空レーザー計測データの解析)——準則第81条の4 第53条 (略) 2 点検における<u>調整用基準点</u>の残差等の制限の標準は、別表第34に定めるところによるものとする。また、前項の規定に基づき作成するDSM及びDEMの格子間隔の標準は、別表第36に定めるところによるものとする。 3～4 (略)
---	--

○ 地籍調査作業規程準則運用基準（平成１４年３月１４日国土第５９０号国土交通省土地・水資源局長通知）別表 新旧対照表

（傍線の部分は改正部分）

改正後			改正前				
別表第５　地籍測量又は地積測定における作業の記録及び成果〔第１９条及び第５６条〕			別表第５　地籍測量又は地積測定における作業の記録及び成果〔第１９条及び第５６条〕				
単位作業		記録及び成果	単位作業		記録及び成果		
１．各単位作業共通		(略)	１．各単位作業共通		(略)		
２． 地上法による地籍測量	(１)　(２)　(略)	(略)	２． 地上法による地籍測量	(１)　(２)　(略)	(略)		
	(３) 地籍細部測量	①～⑨ (略) ⑩筆界点成果簿〔準則第７２条〕		(３) 地籍細部測量	①～⑨ (略)		
	(４) 地籍図原図の作成	①筆界点番号図〔準則第７４条〕 (削除) ②地籍図一覧図〔準則第７４条〕 ③仮作図〔準則第７４条〕 ④地籍図原図〔準則第７４条〕 ⑤地籍明細図 (必要な場合)〔準則第７５条〕		(４) 地籍図原図の作成	①筆界点番号図〔準則第７４条〕 ②筆界点成果簿〔準則第７４条〕 ③地籍図一覧図〔準則第７４条〕 ④仮作図〔準則第７４条〕 ⑤地籍図原図〔準則第７４条〕 ⑥地籍明細図 (必要な場合)〔準則第７５条〕		
３． 航測法による地籍測量	(１) 地籍図根三角測量	(略)	３． 航測法による地籍測量	(１) 地籍図根三角測量	(略)		
	(２) 航空測量	Ⅰ．標定点等の設置		(２) 航空測量	Ⅰ．標定点等の設置		
						① (略) ②標定点／調整点選点図〔準則第７７条〕 ③標定点／調整点配置図 ④標定点／調整点測量簿 (必要な場合) ⑤標定点／調整点成果簿 ⑥～⑧ (略)	① (略) ②標定点／調整用基準点選点図〔準則第７７条〕 ③標定点／調整用基準点配置図 ④標定点／調整用基準点測量簿 (必要な場合) ⑤標定点／調整用基準点成果簿 ⑥～⑧ (略)
						Ⅱ．対空標識の設置	(略)
Ⅲ．空中写真測量		(略)	Ⅲ．空中写真測量		(略)		

	IV. 航空レーザ測量	<航空レーザ計測> ①～⑤（略） <航空レーザ計測データの解析> ①調整点調査表 ②～⑤（略） ⑥調整点残差表 ⑦～⑪（略） <基礎資料の作成> ①～③（略）
		V. 補備測量（略）
		VI. 筆界点の座標値の算出（略）
	(3) 地籍図原図の作成（略）	
4. 地積測定		（略）

備考

1～4.（略）

5. 筆界点座標値算出成果簿には、補備測量の成果もあわせて取りまとめるものとする。

6. 選点手簿、選点図、観測手簿及び対空標識確認写真は、作業用のものを記録及び成果とする。

7. 併用法による地籍測量の場合には、3の（1）～（3）及び2の（3）を記録及び成果とする。

8. 測量標の設置状況写真は、地籍図根三角点の全点と地籍図根多角点の令別表第四に定める甲区分の全点については、埋設前、埋設中、設置後の近景と遠景を、乙区分の全点については設置後の近景及び遠景の撮影を行うものとする。

	IV. 航空レーザ測量	<航空レーザ計測> ①～⑤（略） <航空レーザ計測データの解析> ①調整用基準点調査表 ②～⑤（略） ⑥調整用基準点残差表 ⑦～⑪（略） <基礎資料の作成> ①～③（略）
		V. 補備測量（略）
		VI. 筆界点の座標値の算出（略）
	(3) 地籍図原図の作成（略）	
4. 地積測定		（略）

備考

1～4.（略）

（新設）

5. 選点手簿、選点図、観測手簿及び対空標識確認写真は、作業用のものを記録及び成果とする。

6. 併用法による地籍測量の場合には、3の（1）～（3）及び2の（3）を記録及び成果とする。

7. 測量標の設置状況写真は、地籍図根三角点の全点と地籍図根多角点の令別表第四に定める甲区分の全点については、埋設前、埋設中、設置後の近景と遠景を、乙区分の全点については設置後の近景及び遠景の撮影を行うものとする。

<u>9.</u> 地籍図根多角測量を省略した場合において、地籍図根多角点に準じた標識を設置した細部多角点については、<u>8.</u> により測量標の設置状況写真を撮影するものとする。 <u>10.</u> 航測法による地籍測量において、既存の空中写真又は航空レーザ測量の成果を活用したことにより、航空測量における作業の一部を省略した場合は、当該作業に係る作業の記録及び成果を作成することを要しない。	<u>8.</u> 地籍図根多角測量を省略した場合において、地籍図根多角点に準じた標識を設置した細部多角点については、<u>7.</u> により測量標の設置状況写真を撮影するものとする。 <u>9.</u> 航測法による地籍測量において、既存の空中写真又は航空レーザ測量の成果を活用したことにより、航空測量における作業の一部を省略した場合は、当該作業に係る作業の記録及び成果を作成することを要しない。												
別表第8 地籍図根三角測量の計算の単位及び計算値の制限〔第25条〕 (1) (略) (2) GNSS法 1) (略) 2) 電子基準点のみの場合 <table border="1" data-bbox="120 679 1108 1134"><tr><th data-bbox="120 679 548 727">観測値の点検箇所等</th><th data-bbox="548 679 1108 727"></th></tr><tr><td data-bbox="120 727 548 815">重複辺の較差、環閉合差の点検</td><td data-bbox="548 727 1108 815">(略)</td></tr><tr><td data-bbox="120 815 548 1134">電子基準点間の閉合差の点検</td><td data-bbox="548 815 1108 1134"><u>1. 電子基準点間の結合の計算は、最少辺数の路線について行う。ただし、辺数と同じ場合は路線長が最短のものについて行う。</u> <u>2. 全ての電子基準点は、1つ以上の点検路線で結合させるものとする。</u> <u>3. 結合の計算に含まれないセッションについては、重複辺の較差又は環閉合差の点検を行う。</u></td></tr></table> 3) (略)	観測値の点検箇所等		重複辺の較差、環閉合差の点検	(略)	電子基準点間の閉合差の点検	<u>1. 電子基準点間の結合の計算は、最少辺数の路線について行う。ただし、辺数と同じ場合は路線長が最短のものについて行う。</u> <u>2. 全ての電子基準点は、1つ以上の点検路線で結合させるものとする。</u> <u>3. 結合の計算に含まれないセッションについては、重複辺の較差又は環閉合差の点検を行う。</u>	別表第8 地籍図根三角測量の計算の単位及び計算値の制限〔第25条〕 (1) (略) (2) GNSS法 1) (略) 2) 電子基準点のみの場合 <table border="1" data-bbox="1135 679 2123 1134"><tr><th data-bbox="1135 679 1563 727">観測値の点検箇所等</th><th data-bbox="1563 679 2123 727">点検数等</th></tr><tr><td data-bbox="1135 727 1563 815">重複辺の較差、環閉合差の点検</td><td data-bbox="1563 727 2123 815">(略)</td></tr><tr><td data-bbox="1135 815 1563 1134">電子基準点間の閉合差の点検路線数</td><td data-bbox="1563 815 2123 1134"><u>使用した電子基準点数－1（点検路線は最少辺数路線とする。）</u></td></tr></table> 3) (略)	観測値の点検箇所等	点検数等	重複辺の較差、環閉合差の点検	(略)	電子基準点間の閉合差の点検路線数	<u>使用した電子基準点数－1（点検路線は最少辺数路線とする。）</u>
観測値の点検箇所等													
重複辺の較差、環閉合差の点検	(略)												
電子基準点間の閉合差の点検	<u>1. 電子基準点間の結合の計算は、最少辺数の路線について行う。ただし、辺数と同じ場合は路線長が最短のものについて行う。</u> <u>2. 全ての電子基準点は、1つ以上の点検路線で結合させるものとする。</u> <u>3. 結合の計算に含まれないセッションについては、重複辺の較差又は環閉合差の点検を行う。</u>												
観測値の点検箇所等	点検数等												
重複辺の較差、環閉合差の点検	(略)												
電子基準点間の閉合差の点検路線数	<u>使用した電子基準点数－1（点検路線は最少辺数路線とする。）</u>												

別表第 3 1 標定点及び調整点の配置及び点数の標準〔第 4 5 条〕 (略)	別表第 3 1 標定点及び調整用基準点の配置及び点数の標準〔第 4 5 条〕 (略)																										
別表第 3 2 対空標識の規格〔第 4 7 条〕 <table><tr><td>区分</td><td>大きさ及び形状</td></tr><tr><td>空中写真測量</td><td><u>〔乙一〕</u> 空中写真の地上画素寸法の15倍以上の大きさの方形を標準とする。 <u>〔乙二及び乙三〕</u> 空中写真の地上画素寸法のおおむね2.0～2.5倍の大きさの方形を標準とする。</td></tr><tr><td>航空レーザ測量</td><td><u>〔乙一〕</u> 標準的な計測点間隔の5倍以上の大きさの方形を標準とする。 <u>〔乙二及び乙三〕</u> 90cm×90cmの方形を標準とする。</td></tr></table> 備考 表中の〔 〕は、精度区分を表す。	区分	大きさ及び形状	空中写真測量	<u>〔乙一〕</u> 空中写真の地上画素寸法の15倍以上の大きさの方形を標準とする。 <u>〔乙二及び乙三〕</u> 空中写真の地上画素寸法のおおむね2.0～2.5倍の大きさの方形を標準とする。	航空レーザ測量	<u>〔乙一〕</u> 標準的な計測点間隔の5倍以上の大きさの方形を標準とする。 <u>〔乙二及び乙三〕</u> 90cm×90cmの方形を標準とする。	別表第 3 2 対空標識の規格〔第 4 7 条〕 <table><tr><td>区分</td><td>大きさ及び形状</td></tr><tr><td>空中写真測量</td><td>空中写真の地上画素寸法のおおむね2.0～2.5倍の大きさの方形を標準とする。</td></tr><tr><td>航空レーザ測量</td><td>90cm×90cmの方形を標準とする。</td></tr></table>	区分	大きさ及び形状	空中写真測量	空中写真の地上画素寸法のおおむね2.0～2.5倍の大きさの方形を標準とする。	航空レーザ測量	90cm×90cmの方形を標準とする。														
区分	大きさ及び形状																										
空中写真測量	<u>〔乙一〕</u> 空中写真の地上画素寸法の15倍以上の大きさの方形を標準とする。 <u>〔乙二及び乙三〕</u> 空中写真の地上画素寸法のおおむね2.0～2.5倍の大きさの方形を標準とする。																										
航空レーザ測量	<u>〔乙一〕</u> 標準的な計測点間隔の5倍以上の大きさの方形を標準とする。 <u>〔乙二及び乙三〕</u> 90cm×90cmの方形を標準とする。																										
区分	大きさ及び形状																										
空中写真測量	空中写真の地上画素寸法のおおむね2.0～2.5倍の大きさの方形を標準とする。																										
航空レーザ測量	90cm×90cmの方形を標準とする。																										
別表第 3 3 空中写真の地上画素寸法及び航空レーザ計測の点密度の標準〔第 4 8 条、第 5 2 条、第 5 5 条及び第 5 5 条の 2〕 <table><tr><td rowspan="2"></td><td colspan="3">精度区分</td></tr><tr><td><u>乙一</u></td><td>乙二</td><td>乙三</td></tr><tr><td>空中写真の地上画素寸法</td><td><u>0.02m以内</u></td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>航空レーザ測量</td><td><u>100点／㎡以上</u></td><td>4 点／㎡以上 <u>(※)</u></td><td>4 点／㎡以上 <u>(※)</u></td></tr></table> ※ 無人航空機を用いて航空レーザ測量を行う場合の航空レーザ計測の点密度は、2 5 点／㎡以上であることが望ましい。		精度区分			<u>乙一</u>	乙二	乙三	空中写真の地上画素寸法	<u>0.02m以内</u>	(略)	(略)	航空レーザ測量	<u>100点／㎡以上</u>	4 点／㎡以上 <u>(※)</u>	4 点／㎡以上 <u>(※)</u>	別表第 3 3 空中写真の地上画素寸法及び航空レーザ計測の点密度の標準〔第 4 8 条、第 5 2 条、第 5 5 条及び第 5 5 条の 2〕 <table><tr><td rowspan="2"></td><td colspan="2">精度区分</td></tr><tr><td>乙 2</td><td>乙 3</td></tr><tr><td>空中写真の地上画素寸法</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>航空レーザ測量</td><td>4 点／㎡以上</td><td>4 点／㎡以上</td></tr></table> 備考 無人航空機を用いて航空レーザ測量を行う場合の航空レーザ計測の点密度は、2 5 点／㎡以上であることが望ましい。		精度区分		乙 2	乙 3	空中写真の地上画素寸法	(略)	(略)	航空レーザ測量	4 点／㎡以上	4 点／㎡以上
		精度区分																									
	<u>乙一</u>	乙二	乙三																								
空中写真の地上画素寸法	<u>0.02m以内</u>	(略)	(略)																								
航空レーザ測量	<u>100点／㎡以上</u>	4 点／㎡以上 <u>(※)</u>	4 点／㎡以上 <u>(※)</u>																								
	精度区分																										
	乙 2	乙 3																									
空中写真の地上画素寸法	(略)	(略)																									
航空レーザ測量	4 点／㎡以上	4 点／㎡以上																									

別表第 3 4 標定点及び調整点の残差等の制限の標準 [第 4 9 条及び第 5 3 条]

区分	項目	制限値
空中写真 測量	標定点の残差 (水平位置の絶対 値)	〔乙一〕 標準偏差0.12m以内、最大値0.24m以内 〔乙二〕 (略) 〔乙三〕 (略)
	隣接ブロックとのタイ ポイントとの座標 値の較差 (水平位置 の絶対値)	〔乙一〕 標準偏差0.18m以内、最大値0.36m以内 〔乙二〕 (略) 〔乙三〕 (略)
	各空中写真上におけ るパスポイント等の 交会残差	〔乙一〕 標準偏差1.5画素以内、最大値3.0画素 以内 〔乙二 及び 乙三〕 標準偏差 : 0.015mm又は0.75画素以内 最大値 : 0.030mm 又は1.5画素以内
航空レーザ 測量	調整点の残差 (水平位置の絶対 値)	〔乙一〕 標準偏差0.15m以内、最大値0.3m以内 〔乙二 及び 乙三〕 標準偏差0.3m以内、最大値0.6m以内

備考 表中の〔 〕は、精度区分を表す。

別表第 3 4 標定点及び調整用基準点の残差等の制限の標準 [第 4 9 条 及び第 5 3 条]

区分	項目	制限値
空中写真 測量	標定点の残差 (水平位置の絶対 値)	〔乙 2〕 (略) 〔乙 3〕 (略)
	隣接ブロックとのタイ ポイントとの座標 値の較差 (水平位置 の絶対値)	〔乙 2〕 (略) 〔乙 3〕 (略)
	各空中写真上におけ るパスポイント等の 交会残差	標準偏差 : 0.015mm又は0.75画素以内 最大値 : 0.030mm 又は1.5画素以内
航空レーザ 測量	調整用基準点の残差 (水平位置の絶対 値)	標準偏差 : 0.3m以内 最大値 : 0.6m以内

備考 表中の〔 〕は、精度区分を表す。

別表第 3 5 航測図根点の点検測量における計算の単位と制限〔第 4 9 条及び第 5 3 条〕

制限項目	計算の単位			GNSS測量による点検測量の場合の較差の制限	辺長の測量による場合の較差の制限
	角 値	辺長値	座標値	水平位置座標の較差 (絶対値)	辺長の較差 (絶対値)
精度区分					
乙一	秒 位	mm位	mm位	標準偏差：0.16m 最大値：0.32m	標準偏差：0.21m 以内 最大値：0.42m 以内
乙二	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
乙三	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

別表第 3 5 航測図根点の点検測量における計算の単位と制限〔第 4 9 条及び第 5 3 条〕

制限項目	計算の単位			GNSS測量による点検測量の場合の較差の制限	辺長の測量による場合の較差の制限
	角 値	辺長値	座標値	水平位置座標の較差 (絶対値)	辺長の較差 (絶対値)
精度区分					
乙 2	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
乙 3	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

別表第 3 6 オルソ画像等の仕様及び位置の精度〔第 5 0 条、第 5 3 条及び第 5 4 条〕

	仕様		位置の精度
	評価対象	基準	
オルソ画像	地上画素寸法	〔乙一〕 0.02m 以内 〔乙二〕 (略) 〔乙三〕 (略)	〔乙一〕 標準偏差0.15m 以内、最大値0.3m 以内 〔乙二〕 (略) 〔乙三〕 (略)
D S M及び D E M	格子間隔	〔乙一〕 0.1m 以内 〔乙二及び乙三〕 0.5m 以内	〔乙一〕 標準偏差0.15m 以内、最大値0.3m 以内 〔乙二及び乙三〕 標準偏差0.3m 以内、最大値0.6m 以内
微地形表現図	地上画素寸法	〔乙一〕 0.1m 以内 〔乙二及び乙三〕 0.5m 以内	〔乙一〕 標準偏差0.15m 以内、最大値0.3m 以内 〔乙二及び乙三〕 標準偏差0.3m 以内、最大値0.6m 以内

備考 表中の〔〕は、精度区分を表す。

別表第 3 6 オルソ画像等の仕様及び位置の精度〔第 5 0 条、第 5 3 条及び第 5 4 条〕

	仕様		位置の精度
	評価対象	基準	
オルソ画像	地上画素寸法	〔乙 2〕 (略) 〔乙 3〕 (略)	〔乙 2〕 (略) 〔乙 3〕 (略)
D S M及び D E M	格子間隔	0.5m 以内	標準偏差：0.3m 以内 最大値：0.6m 以内
微地形表現図	地上画素寸法	0.5m 以内	標準偏差：0.3m 以内 最大値：0.6m 以内

備考 表中の〔〕は、精度区分を表す。

別表第 3 7 空中写真又は航空レーザ測量データを用いた筆界点座標値の制限 [第 5 5 条の 5]

精度区分	計算の単位	計算値の制限
	座標値	再算出した座標の較差
乙一	mm位	0.25m 以内
乙二	mm位	(略)
乙三	mm位	(略)

別表第 3 7 空中写真又は航空レーザ測量データを用いた筆界点座標値の制限 [第 5 5 条の 5]

精度区分	計算の単位	計算値の制限
	座標値	再算出した座標の較差
乙二	mm位	(略)
乙三	mm位	(略)